

「流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例(案)」に係るパブリックコメント実施要領

1 件名

流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例(案)に係るパブリックコメント手続

2 目的

本要領は、流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例を制定するに当たり、流山市市民参加条例第6条第1項第2号の規定によるパブリックコメント手続として、広く素案を公表し、市民等の意見を求め、提出された意見を多面的かつ総合的に検討して、条例制定に係る意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する市の考え方を公表するものです。

3 趣旨

パブリックコメント手続に係る条例は、文化芸術の推進に資するとともに、市民等交流の進展を図るための施設として、地方自治法第244条の2第1項の規定により流山市おおたかの森ホールを建設するに当たり、その設置及び管理に関し必要な事項を定めるものです。

4 公表案

別紙のとおりです。

5 意見を提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者

6 意見の募集期間

平成29年10月3日(火)から平成29年11月1日(水)まで(必着)

7 閲覧及び公表

(1) 閲覧場所

生涯学習課(市役所第1庁舎2階)、情報公開コーナー(市役

所第1庁舎2階)、各出張所、各公民館、各図書館、生涯学習センター

(2) 公表場所

市ホームページ

8 意見の提出方法

別紙様式(任意様式可)に、住所、事務所又は事業所若しくは学校の名称(5の(2)から(4)までに該当する場合)、氏名、電話番号を明記の上、郵便、ファクシミリ、電子メールによる提出又は直接書面を持参してください。

9 その他

(1) 流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例(案)中の「流山市文化芸術振興条例」は、平成29年流山市議会第3回定例会に条例名等の一部を改正する条例案を提出する予定です。

(2) 意見に対する市の考え方については、市ホームページで公表します。なお、意見に対する個別回答はしません。

(3) 電話又は口頭による意見は、意見として扱いません。

10 問い合わせ先及び提出先

〒270-0192

流山市平和台1丁目1番地の1

流山市教育委員会生涯学習部生涯学習課課

電話 04(7150)6106

FAX 04(7150)6521

電子メール shougaigakushu@city.nagareyama.chiba.jp